

特別養護老人ホーム成島園 利用料金 1割負担 (経過的小規模介護福祉施設)

保険対象額の自己負担額分(単位:円)

区分	内容/介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	イ(2)(ニ)経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	694	762	835	903	968
	個別機能訓練加算Ⅰ	12	12	12	12	12
	看護体制加算Ⅰ口	4	4	4	4	4
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	36	36	36	36
	夜勤職員配置加算Ⅲ口	16	16	16	16	16
㊤ 計/日		762	830	903	971	1,036
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50	50	50	50	50
	個別機能訓練加算Ⅱ	20	20	20	20	20
	排せつ支援加算Ⅰ	10	10	10	10	10
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3	3	3	3	3
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	10	10	10	10
㊥ 計/月		93	93	93	93	93

○その他の加算(利用者の心身状況等に応じ必要時に加算されます)

加算内容		加算内容	
ADL維持等加算Ⅰ	30	入院外泊時(6日間以内)	246
療養食加算(1食毎)	6	初期加算(30日間まで)	30
看取り介護加算 (永眠日前31日~45日以下)	72	退所前訪問相談援助加算	460
看取り介護加算Ⅰ (永眠日前4日以上30日以下)	144	退所時相談援助加算	400
看取り介護加算Ⅰ (永眠日前日及び前々日)	680	退所前連携加算	500
看取り介護加算Ⅰ (永眠日)	1,280	再入所時栄養連携加算	400
経口移行加算	28	在宅復帰支援機能加算	10
自立支援促進加算	300	配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	650
若年性認知症入所者受入加算	120	配置医師緊急時対応加算(深夜)	1,300
安全対策体制加算	20		

介護職員等処遇改善加算Ⅰ 保険対象の14.0%増し

区分	内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
特定入所者 介護サービス 費(負担 限度額)	食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
	居住費	915	915	915	915	915
	◎計/日	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360
㊦=㊤+㊥ 合計/日(その他の加算と 介護処遇改善加算含まず)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		3,122	3,190	3,263	3,331	3,396
㊦×31日+㊥ 同/31日あたり		96,875	98,983	101,246	103,354	105,369

◎その他の日常生活費等

* 以下の費用は実費をいただきます。
 ・口腔ケア用品 ・健康管理費(インフルエンザ予防接種等) ・嗜好品 ・私物のクリーニング ・日常生活用品代 ・理美容代(毎週月曜日に出張理容サービスを実施) ・医療費(自己負担分) ・コピー代 ・個人専用の家電製品の電気代
 ・その他個人の希望に応じてかかる費用

* 出納管理費 2,000円/月
 ・利用者が金銭の管理が困難な場合は、事業者との「預り金等管理サービス契約」により金銭管理サービスを利用できます。
 ・お預かりできるもの: 預金通帳及び通帳印、有価証券

◎入院、外泊時の居住費の取り扱い

入院及び外泊期間中、居室を確保する場合には引き続き当該居室の居住費915円/日を頂きます。ただし、特定入所者介護サービス費の給付対象で負担限度額の減免を受けている場合には、入院及び外泊した翌日から当該月6日間(当該入院及び外泊が月をまたがる場合には最大で12日間)は減免後の居住費を頂きます。

◎特定入所者介護サービス費(負担限度額)として所得に応じ「食費」「居住費」の軽減(減免)措置があります。軽減(減免)措置が適用されている方の利用料金は下表の通りです。所得の第4段階以上の方は軽減(減免)措置はありません。

第1段階の利用料金(本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者と生活保護の方)

区分	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
特定入所者 介護サービス 費	食費軽減(減免)後	300	300	300	300	300
	居住費軽減(減免)後	0	0	0	0	0
	計	300	300	300	300	300
合計/日(その他の加算と介護処遇改善加算含まず)		1,062	1,130	1,203	1,271	1,336
同/31日あたり+㊸		33,015	35,123	37,386	39,494	41,509

第2段階の利用料金(①本人及び配偶者が住民税非課税で合計所得+課税年金収入+(遺族年金・障害者年金)収入額が82.65万円以下②本人預貯金等残高650万円未満及び配偶者合算預貯金等残高1,650万円未満)

区分	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
特定入所者 介護サービス 費	食費軽減(減免)後	390	390	390	390	390
	居住費軽減(減免)後	430	430	430	430	430
	計	820	820	820	820	820
合計/日(その他の加算と介護処遇改善加算含まず)		1,582	1,650	1,723	1,791	1,856
同/31日あたり+㊸		49,135	51,243	53,506	55,614	57,629

第3段階(1)の利用料金(①本人及び配偶者が住民税非課税で第2段階以外、年金収入等82.65万円超120万円以下の方 ②本人預貯金等残高550万円未満及び配偶者合算預貯金等残高1,550万円未満)

区分	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
特定入所者 介護サービス 費	食費軽減(減免)後	650	650	650	650	650
	居住費軽減(減免)後	430	430	430	430	430
	計	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
合計/日(その他の加算と介護処遇改善加算含まず)		1,842	1,910	1,983	2,051	2,116
同/31日あたり+㊸		57,195	59,303	61,566	63,674	65,689

第3段階(2)の利用料金(①本人及び配偶者が住民税非課税で第2段階以外、年金収入等120万円超の方 ②本人預貯金等残高500万円未満及び配偶者合算預貯金等残高1,500万円未満)

区分	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
特定入所者 介護サービス 費	食費軽減(減免)後	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
	居住費軽減(減免)後	430	430	430	430	430
	計	1,790	1,790	1,790	1,790	1,790
合計/日(その他の加算と介護処遇改善加算含まず)		2,552	2,620	2,693	2,761	2,826
同/31日あたり+㊸		79,205	81,313	83,576	85,684	87,699

特別養護老人ホーム成島園 利用料金 2割負担 (経過的小規模介護福祉施設)

保険対象額の自己負担額分(単位:円)

区分	内容/介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	イ(2)(ニ)経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	1,369	1,503	1,647	1,781	1,910
	個別機能訓練加算Ⅰ	24	24	24	24	24
	看護体制加算Ⅰ口	8	8	8	8	8
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	72	72	72	72	72
	夜勤職員配置加算Ⅲ口	32	32	32	32	32
Ⓐ 計/日		1,505	1,639	1,783	1,917	2,046
	個別機能訓練加算Ⅱ	40	40	40	40	40
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	100	100	100	100	100
	排せつ支援加算Ⅰ	20	20	20	20	20
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	6	6	6	6	6
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	20	20	20	20	20
Ⓑ 計/月		186	186	186	186	186
加算内容				加算内容		
	ADL維持等加算Ⅰ	60		入院外泊時(6日間以内)		492
	療養食加算(1食毎)	12		初期加算(30日間まで)		60
	看取り介護加算 (永眠日前31日~45日以下)	144		退所前訪問相談援助加算		920
	看取り介護加算Ⅰ (永眠日前4日以上30日以下)	288		退所時相談援助加算		800
	看取り介護加算Ⅰ (永眠日前日及び前々日)	1,360		退所前連携加算		1,000
	看取り介護加算Ⅰ(永眠日)	2,560		再入所時栄養連携加算		800
	経口移行加算	56		在宅復帰支援機能加算		20
	自立支援促進加算	600		配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)		1,300
	若年性認知症入所者受入加算	240		配置医師緊急時対応加算(深夜)		2,600
	安全対策体制加算	40				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		保険対象の14.0%増し				
区分	内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
特定入所者 介護サービス 費(負担 限度額)	食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
	居住費	915	915	915	915	915
	◎計/日	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360
Ⓓ=Ⓐ+Ⓒ 合計/日(その他の加算と 介護処遇改善加算含まず)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		3,865	3,999	4,143	4,277	4,406
Ⓓ×31日+Ⓑ 同/31日あたり		120,001	124,155	128,619	132,773	136,772

◎その他の日常生活費等

* 以下の費用は実費をいただきます。

・口腔ケア用品 ・健康管理費(インフルエンザ予防接種等) ・嗜好品 ・私物のクリーニング ・日常生活用品代 ・理美容代(毎週月曜日に出張理容サービスを実施) ・医療費(自己負担分) ・コピー代 ・個人専用の家電製品の電気代 ・その他個人の希望に応じてかかる費用

* 出納管理費 2,000円/月

・利用者が金銭の管理が困難な場合は、事業者との「預り金等管理サービス契約」により金銭管理サービスを利用できます。

・お預かりできるもの:預金通帳及び通帳印、有価証券

◎入院、外泊時の居住費の取り扱い

入院及び外泊期間中、居室を確保する場合には引き続き当該居室の居住費915円/日を頂きます。ただし、特定入所者介護サービス費の給付対象で負担限度額の減免を受けている場合には、入院及び外泊した翌日から当該月6日間(当該入院及び外泊が月をまたがる場合には最大で12日間)は減免後の居住費を頂きます。

特別養護老人ホーム成島園 利用料金 3割負担 (経過的小規模介護福祉施設)

保険対象額の自己負担額分(単位:円)

区分	内容/介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	イ(2)(ニ)経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	2,044	2,244	2,459	2,659	2,852
	個別機能訓練加算Ⅰ	36	36	36	36	36
	看護体制加算Ⅰ口	12	12	12	12	12
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	108	108	108	108	108
	夜勤職員配置加算Ⅲ口	48	48	48	48	48
	① 計/日	2,248	2,448	2,663	2,863	3,056
	個別機能訓練加算Ⅱ	60	60	60	60	60
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	150	150	150	150	150
	排せつ支援加算Ⅰ	30	30	30	30	30
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	9	9	9	9	9
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	30	30	30	30	30
	② 計/月	279	279	279	279	279
	加算内容			加算内容		
	ADL維持等加算Ⅰ	90		入院外泊時(6日間以内)		738
	療養食加算(1食毎)	18		初期加算(30日間まで)		90
	看取り介護加算 (永眠日前31日~45日以下)	216		退所前訪問相談援助加算		1,380
	看取り介護加算Ⅰ (永眠日前4日以上30日以下)	432		退所時相談援助加算		1,200
	看取り介護加算Ⅰ (永眠日前日及び前々日)	2,040		退所前連携加算		1,500
	看取り介護加算Ⅰ(永眠日)	3,840		再入所時栄養連携加算		1,200
	経口移行加算	84		在宅復帰支援機能加算		30
	自立支援促進加算	900		配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)		1,950
	若年性認知症入所者受入加算	360		配置医師緊急時対応加算(深夜)		3,900
	安全対策体制加算	60				
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ 保険対象の14.0%増し					
区分	内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
特定入所者 介護サービス 費(負担 限度額)	食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
	居住費	915	915	915	915	915
	◎計/日	2,360	2,360	2,360	2,360	2,360
④=①+③ 合計/日(その他の加算と 介護処遇改善加算含まず)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		4,608	4,808	5,023	5,223	5,416
④×31日+② 同/31日あたり		138,519	144,519	150,969	156,969	162,759

◎その他の日常生活費等

* 以下の費用は実費をいただきます。
・口腔ケア用品 ・健康管理費(インフルエンザ予防接種等) ・嗜好品 ・私物のクリーニング ・日常生活用品代 ・理美容代(毎週月曜日に出張理容サービスを実施) ・医療費(自己負担分) ・コピー代 ・個人専用の家電製品の電気代 ・その他個人の希望に応じてかかる費用

* 出納管理費 2,000円/月
・利用者が金銭の管理が困難な場合は、事業者との「預り金等管理サービス契約」により金銭管理サービスを利用できます。
・お預かりできるもの: 預金通帳及び通帳印、有価証券

◎入院、外泊時の居住費の取り扱い

入院及び外泊期間中、居室を確保する場合には引き続き当該居室の居住費915円/日を頂きます。ただし、特定入所者介護サービス費の給付対象で負担限度額の減免を受けている場合には、入院及び外泊した翌日から当該月6日間(当該入院及び外泊が月をまたがる場合には最大で12日間)は減免後の居住費を頂きます。